

事故防止機器導入補助要領

1 目 的

組合員が、事故防止機器を新規導入する際の費用の一部を補助することにより、「交通事故ゼロ」による安心、安全な社会を目指した持続可能な取り組みを推進し、対人事故・死傷者数および対物事故削減を図ることを目的とする。

2 補助対象機器

補助する事故防止機器は、次のとおりとする。

- (1) EMS（デジタル式運行記録計）
- (2) ドライブレコーダ（運行管理連携型）
- (3) バックアイカメラ（モニター＋後方カメラ）
- (4) サイドカメラ（側方視野確認支援装置）
- (5) 衝突防止センサー（衝突防止警報機器）

ただし、対人共済契約を締結した事業用貨物自動車に新規に装着した事故防止機器で、各県（愛知県、福井県、石川県、富山県、静岡県及び岐阜県）トラック協会のいずれか補助対象機器一覧に記載された機器を対象とする。

※中古で購入した事故防止機器は、対象としません。

※リース物件の事故防止機器は、対象とします。

※バックアイカメラは、モニター及びカメラ同時購入でない場合には、対象としません。

※ソフトは対象としません。

3 導入期間

機器の装着が毎年度4月1日から翌年1月末日までのもの

4 補助金額

補助金額は次のとおりとし、1組合員当りの補助金額上限は、申請時の対人契約車両数が①1両以上49両以下は40万円、②50両以上99両以下は45万円、③100両以上は50万円を上限とする。

ただし、各年度における補助金の総額は事故防止対策委員会で決定する。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) EMS（デジタル式運行記録計） | 1台当たり3万円 |
| (2) ドライブレコーダ（運行管理連携型） | 1台当たり3万円 |
| (3) バックアイカメラ（モニター＋後方カメラ） | 1台当たり3万円 |
| (4) サイドカメラ（側方視野確認支援装置） | 1台当たり3万円 |
| (5) 衝突防止センサー（衝突防止警報機器） | 1台当たり3万円 |

※EMS機器がドライブレコーダ一体型の場合は、ドライブレコーダと同時申請できます。

※新たにバックアイカメラ、サイドカメラを同時に導入した場合、同時申請できます。

※対象費用が補助金額を下回る場合、費用実費を上限として助成します。

※千円未満は切り捨てとします。

※装着費用のみの補助は対象としません。

5 補助金の申請

事故防止機器の装着が完了したのち「事故防止機器導入補助申請書」に必要書類を添付して事故防止部に提出する。

6 補助金申請の締め切り

各年度の補助は、翌年2月末日までに事故防止部に申請書類が到着したものを対象とし、受け付けた順に処理する。

ただし、上限額に達した時点で締め切りとする。

7 その他

ドライブレコーダ購入費用の補助を受けた場合、事故防止活動への記録映像の提供について協力をお願いします。